

地域活性化に関する包括連携協定書

玉東町（以下「甲」という。）、株式会社ローカル（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙、相互がふるさと納税を基軸とした協力関係を構築し、玉東町の地域経済基幹産業である農業の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について互いに連携協力するものとする。

- (1) ふるさと納税の促進に関する事項
- (2) 玉東町産品の販路拡大に関する事項
- (3) 農産物の付加価値の創出に関する事項
- (4) 食を通じた地域づくり・地域の活性化に関する事項
- (5) その他第1条の目的達成に資する事項

（連絡窓口の設置と交流）

第3条 甲と乙は、円滑に連携協力を進めるため、それぞれ連絡窓口を設置し、互いの人材の育成や業務に関する相互理解を通じて、本協定の成果をより大きなものにする。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、第2条の連携協力により相手から提供された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前月末日までに甲と乙のいずれから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項、疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有する。

令和 5年12月20日

甲 熊本県玉名郡玉東町木葉759

玉東町長

前田 裕津行 

乙 熊本県熊本市西区春日3丁目15番60号JR熊本白川ビル4F

株式会社ローカル

代表取締役

吉永 安宏 